

質問回答書

契約番号 ー

件 名 令和6年度喫煙スポットパトロール業務委託

質問	回答
ビブス等の啓発物品は何着程度まで貸与可能か。	ビブス、帽子ともに10着程度の貸与を想定しています。なお、不足や活動中の汚損等があれば、別途、追加で貸与します。
啓発物品（特にのぼり旗）は、電車で移動する際、持ち運びが容易にできるサイズのものか。	のぼり旗は折り畳みが可能です。また、のぼり旗用ポールは重さが210g程度で、39cm程度まで縮めることができます。 なお、ポケットティッシュについても、各回とも持ち運びが可能な量で活用いただきます。
パトロール中につきましては、弊社の警備服の着用は必須でしょうか。貸与される以外で、服装はスーツ、ほか、動きやすい服装の着用は大丈夫でしょうか。	過度に肌の露出が多いものでない限り、スーツのほか、動きやすい服装で構いません。着衣の上に本市が支給するビブス等を着用いただきますので、警備服の着用は必須ではありません。